

ちいき じだい こくさいきょうりょく すいしん  
地域の時代における国際協力の推進

こくさいきょうりょく かいぎ だい き さいしゅうほうこく  
NGO かながわ国際協力会議（第4期）最終報告

2006 (平成18) 年10月

ねん がつ にち  
2006年10月30日

かながわけん ちじ まつざわしげふみ さま  
神奈川県知事 松沢成文 様

こくさいきょうりょくかいぎ  
NGO かながわ国際協力会議  
いいんちよう こばやし のりこ  
委員長 小林徳子

こくさいきょうりょくかいぎ だい き さいしゅうほうこく  
NGO かながわ国際協力会議（第4期）最終報告について

かながわけん たよう ぶんか はいけい も やく まんにん がいこくせきけんみん ざいじゅう かず  
神奈川県には、多様な文化・背景を持った約16万人の外国籍県民が在住しており、その数  
は、まいとしぞうかけいこう  
は、毎年増加傾向にあります。

また、せかいじょうせい こんめい ど ふか ふくざつか しゃかい なか ひとりひとり あんしん  
また、世界情勢は混迷の度を深めており、複雑化する社会の中で、一人一人が安心して  
暮らせる地域社会を作るためには、じちたい れんけい ますますじゅうよう  
暮らせる地域社会を作るためには、自治体とNGOとの連携は益々重要になってくると  
かんが  
考えます。

だい き こくさいきょうりょくかいぎ ねん がつ かい かいぎ かい よび かいぎ  
第4期NGO かながわ国際協力会議は、2004年11月から16回の会議と4回の予備会議を  
ひら ほんねん がつ かいぎ かいさい ひろ けんみん かたがた いけん うかが よ  
開き、本年3月にはオープン会議を開催して広く県民の方々からご意見を伺い、より良い  
ていげん はな あ かさ まい  
提言となるよう話し合いを重ねて参りました。

「あいち じだい こくさいきょうりょく すいしん おのおの いいん ひ  
「地域の時代における国際協力の推進」というテーマのもと、各々の委員が日ごろの  
かつどうけいけん みちび だ もんだい かだい かながわけん こくさいせいさく ひ  
活動経験から導き出された問題・課題をベースに、これからの神奈川県国際政策、引い  
ては「たぶんかきょうせいしやかい ひつよう てん まと しぼ ていげん  
ては「多文化共生社会」に必要な3点に的を絞り提言をまとめました。

め たぶんかきょうせい あいちしやかいづく たよう ぶんかてきはいけい も がいこくせきけんみん そうだん  
1つ目は、「多文化共生の地域社会作り」で、多様な文化的背景を持つ外国籍県民の相談  
たいおう せんもんちしき も じんざい いくせい ちいきしやかい かつやくで き ば ひろ  
に対応できる専門知識を持った人材を育成し、地域社会で活躍出来る場を広げることです。

め かつどうしえん かんきょうせいび ひと ぜいせい ふく ほうじんせいど  
2つ目は、「NGO活動支援」の環境整備の一つとして、税制を含めたNPO法人制度の  
みなお  
見直しをすることです。

め こくさいきょうりょく じちたい きょうどう せかい ひんこんもんだい かいけつ  
3つ目は、「国際協力は、自治体・NGOとの協働から」です。世界の貧困問題を解決  
しゅだん ひと けんみん ちよくせつで き しえん ひと がいねん ふきゅう  
する手段の一つで、県民が直接出来る支援の一つである「フェアトレード」の概念の普及  
そくしん はか  
と促進を図ることです。

けん さいしゅうほうこくしよ ていげん りかい しきくか じんりょく  
県におかれましては、最終報告書の提言についてご理解をいただき、施策化にご尽力  
たまわ ねが もう あ  
賜りますようお願い申し上げます。

# 目次

1	提言の趣旨	3
2	提言項目一覧	5
3	提言	
	多文化共生の地域社会作り	
	外国籍県民の人材育成と職域の拡大	6
	多文化ソーシャルワーカーの育成	8
	NGO活動支援	
	特定非営利活動法人(NPO法人)の活動を支援する制度	10
	国際協力は、自治体・NGOとの協働から	
	フェアトレードの普及と促進	12
4	その他	
(1)	提言以外に協議された事項	14
(2)	会議活動状況	15
(3)	参考資料	17
	NPO法人の税制について	18
	フェアトレードについて	19
	県内外国人登録者数及び推移	21
	NGOかながわ国際協力会議設置要綱	24
	NGOかながわ国際協力会議運営要領	26
(4)	委員名簿	28

# 1 提言の趣旨

第4期NGOかながわ国際協力会議では、第1期～3期までの提言内容とその進捗状況を踏まえ、6名の委員それぞれが所属するNGOの活動の中から問題提起し、「地域の時代における国際協力」という共通の基本認識のもとに課題を整理し、そこから導き出された3つの項目を提言としてまとめました。

## 多文化共生の地域社会作り（提言1、提言2）

現在、神奈川県には、多様な背景を持った約16万人の外国籍県民の人たちが在住しています。韓国・朝鮮、中国出身者などの「オールドカマー」と呼ばれる人たちは3世、4世の世代に入っており、また「ニューカマー」と呼ばれる南米、フィリピン、インドシナ難民定住者などの人たちも、来日からの期間の経過とともに2世の若者が育ってきています。

こうした多様な文化・背景を持った人たちの能力を活かせる地域社会であることが、真の「多文化共生社会」と言えるのではないのでしょうか。

また、神奈川県で生活する上で、「多様な背景を持った外国籍県民の人たち」は様々な生活上の困難（医療、教育、すまい、福祉等）を抱えています。それらの課題を解決するには、「情報提供」のみならず「問題解決につながる相談窓口の設置」と「多文化に精通し専門知識を持った人材」が求められています。

## NGO活動支援（提言3）

NGO活動の基盤整備については、第2期、第3期の提言にもありますが、今回は「NPO法人に対する税制度を含めたNPO法人制度の見直し」を提言いたしました。今や公益的な活動の一端を担っているNPOですが、活動基盤は脆弱で、特に寄付文化が浸透していない日本では活動資金を集めることはとても困難です。「認定NPO法人」制度の改正を視野に入れた議論が重要であると考えます。

## 国際協力は、自治体・NGOとの協働から（提言4）

「地域から発信する国際協力活動」と「身近にできる国際協力」という点から、開発途上国製品を扱うことは意義のあることであり、欧州連合などは、フェアトレード製品をいち早く導入しており、世界的な流れとなっています。「フェアトレード」の理念を、この神奈川県が率先して発信していくことによって、多くの県民の方々の国際協力活動への関心を高めていくことにつながると考えます。

「NGO」の定義について ~ NGOかながわ国際協力会議の協議の前提として ~

NGOとは、英語の Non-Governmental Organization の略で、もともとは国連が政府以外の民間団体との関係において使用していたことばですが、現在では一般に広く使用されています。

私たちは、協議の前提となるNGOについて、この会議の設置趣旨を踏まえ、国際交流、国際協力、地域の国際化、平和などの分野で活動する団体と考えました。

また、地球的な規模で活動する団体だけではなく、ボランティア活動を行う特定非営利活動法人(NPO法人)及び、法人格を持たない市民活動団体やボランティアグループのように地域で活動する団体も含めて考えることにしました。

## 2 ていげんこうもくいちらん 提言項目一覧

### たぶん かきょうせい ちいきしゃかいづく 多文化共生の地域社会作り

### がいこくせきけんみん じんざいいくせい しょくいき かくだい 外国籍県民の人材育成と職域の拡大

ていげん がいこくせきけんみん ちいきしゃかい いちいん さんか ちいき きちよう  
提言1 外国籍県民が地域社会の一員として参加することはもとより、地域の貴重な  
しゃかいしげん じんざいいくせい しょくいき かくだい すす かつやく ば ぶ  
社会資源となるよう、人材育成と職域の拡大を進め、活躍の場を増やす。

### たぶん か いくせい 多文化ソーシャルワーカーの育成

ていげん たぶん かきょうせい かん ちしき けいけん も ざいじゅうがいこくじん かか さまざま もんだい  
提言2 多文化共生に関する知識や経験を持ち、在住外国人の抱える様々な問題に  
たいあう じんざい いくせい  
対応できる人材を育成する。

### かつどうしえん NGO活動支援

### とくていひ えいりかつどうほうじん ほうじん かつどう しえん せいど 特定非営利活動法人（NPO法人）の活動を支援する制度

ていげん ゆうきてき かつどう かのう ほうじん たい ぜいせいど  
提言3 NPOの有機的な活動が可能になるよう、NPO法人に対する税制度の  
みなお はか くに たい ほう とくていひ えいりかつどうそくしんほう にんてい  
見直しを図るとともに、国に対しNPO法(特定非営利活動促進法)や認定NP  
ほうじんせいど かいせい もと  
O法人制度の改正を求めていく。

### こくさいきょうりょく じちたい きょうどう 国際協力は、自治体・NGOとの協働から

### ふきゅう そくしん フェアトレードの普及と促進

ていげん こくさいきょうりょく くに ちいき とく じゅうよう  
提言4 国際協力は、国だけでなく、地域から取り組むことが重要となっており、  
みじか こくさいきょうりょく ちほうじちたい せんどうてき とく  
身近な国際協力として、地方自治体が先導的にフェアトレードに取り組むこ  
とが重要である。このため、フェアトレードの普及やフェアトレード製品の  
じゅうよう ふきゅう せいひん  
導入などの取り組みを行うこと。

### 3 ていげん 提言

#### たぶんかきょうせい ちいきしゃかいづく 多文化共生の地域社会作り

#### がいこくせきけんみん じんざいいくせい しょくいき かくだい 外国籍県民の人材育成と職域の拡大

ていげん がいこくせきけんみん ちいきしゃかい いちいん さんか ちいき きちょう しゃかいしげん  
提言1 外国籍県民が地域社会の一員として参加することはもとより、地域の貴重な社会資源  
となるよう、じんざいいくせい しょくいき かくだい すす かつやく ば ぶん  
人材育成と職域の拡大を進め、活躍の場を増やす。

#### りゆう はいけい <理由・背景>

ニューカマーと呼ばれるインドシナ難民定住者等の外国籍県民は、医療・教育・法律・  
こよう ふくし じゅうきよ にちじょうせいかつ ぼ ご りよう にほんご よ か まな きかい  
雇用・福祉・住居など日常生活で母語を利用できず、また日本語の読み書きを学ぶ機会が  
すく さまざま こんなん かなか  
少ないために、様々な困難を抱えている。

こうした じょうきょう たいあう かながわ けんない けん しちようそん にちじょうせいかつ かん  
こうした状況に対応して、神奈川県内ではNGOや県・市町村が日常生活に関する  
いっばんそうだん いりよう きょういく ほうりつ せんもんそうだん まどくち かいせつ つうやく そうだん たいあう  
一般相談や医療・教育・法律などの専門相談の窓口を開設し、通訳や相談に対応している。

また、がいこくせきけんみん せいと おお かよ しょう ちゅうがっこう こくさいきょうしつ せっち にほんご せいどういん  
また、外国籍児童・生徒が多く通う小・中学校では国際教室を設置し、日本語指導員が、  
にほんご がいこくせきけんみん せいと たい にほんご おし ぼこく ぶんか げんご おし  
日本語がわからない外国籍児童・生徒に対して日本語を教えたり、母国の文化や言語を教えたり  
りしている。

しかし、きょうつう ぼ ご も みずか がいこくせきけんみん とく つうやくしゃ ほんやくしゃ  
しかし、共通の母語を持つ、自らも外国籍県民(特にニューカマー)である通訳者・翻訳者・  
そうだんいん かず すく とく せんもんぶんや たいあう じんざい すく とくたい ひと いらい  
相談員は数が少なく、特に専門分野に対応できる人材が少ないため、いつも特定の人に依頼が  
しゅうちゅう かじゅう ふたん し けいこう  
集中して、過重な負担を強いてしまう傾向がある。

いっほう がいこくせきけんみん そうか こんご つづ よそう がいこくせきけんみん ぼ ご りよう  
一方、外国籍県民の増加は、今後も続くことが予想され、外国籍県民の「母語を利用した  
い ぎょうつう ぼ ご も ひと つうやく ほんやく いらい たか おも  
い」「共通の母語を持つ人に通訳・翻訳を依頼したい」というニーズはますます高まると思われ  
る。

このため、せい せい わか せだい はじ おお がいこくせき じんざい たいしやう つうやく ほんやく  
このため、2世、3世などの若い世代を始め、多くの外国籍の人材を対象に、通訳・翻訳・  
そうだん てきせつ おこな ひつよう ちしき ちいきしゃかい しく せいど にほんごけんしゅうどう しゅうとく  
相談を適切に行うために必要な知識(地域社会の仕組みや制度、日本語研修等)を習得す  
るためのけんしゅう じっし がいこくせきけんみん しえん じんざい いくせい ひつよう  
研修を実施し、外国籍県民を支援する人材を育成していく必要がある。

その結果、けっか しかくしゅうとく しょくいき かくだい がいこくせきけんみんとくゆう のうりよく はっき かつやく  
その結果、資格取得や職域の拡大にもつながり、外国籍県民特有の能力を発揮し、活躍で  
きる場も増えんと思えられる。

なお、しょうらい ちいきしゃかい さき じんざい がいこくせきけんみん じどう せいと ちいき すこ せいちやう  
なお、将来の地域社会を支える人材である外国籍県民の児童・生徒が地域で健やかに成長  
できる環境を作るためには、がっこう ちいき ぎやうせい かくぶんや せんもんか ちいき  
学校・地域・行政だけではなく、各分野の専門家や地域のポラ  
ンティア・NGO・NPO 団体がけんしゅう たいわ そうごりかい きかい ぶん しえん れんけい しえん  
ンティア・NGO・NPO 団体等が研修や対話による相互理解の機会を増やし、連携して支援  
たいせい つく い ひつよう  
体制を作って行く必要がある。

## じっし 実施イメージ

がいこくせきけんみん とく  
外国籍県民(特にニューカマー)に対し、たい 通訳・ほんやくしゃ 翻訳者やけん 県・しちょうそんどう 市町村等の相談窓口の  
そうだんいんどう 相談員等になるための日本語教育を含めた研修を実施する。

けんしゅう  
研修のプログラムは、ぎょうせい 行政やかくぶんや 各分野のせんもんか 専門家、とう NGO・ちしま NPO等の知識や経験けいけんを  
活かして協働で作成する。研修を実施する際は、知識や技術ぎじゆつを有するNPO等を主体  
とし、ぎょうせい 行政は資金面の支援しえんを行う。研修を終了しゅうりょうした人は各分野でインターンとし  
て実務経験を積めるようにする。

けんしゅう  
研修を受けた外国籍県民(特にニューカマー)を、いりよう 医療・ほうりつ 法律・きょういく 教育など各分野で、  
せっきよくてき 積極的に受け入れる。

かながわけんない  
神奈川県内にインドシナ難民定住者なんみんていじゅうしゃを含めた外国籍県民がいこくせきけんみんのための問題解決もんだいかいけつにつ  
ながるような相談窓口そうだんまどぐちの設置せっちと、通訳・ほんやくしゃ 翻訳者を配置はいちする。



たぶんか いくせい  
多文化ソーシャルワーカーの育成

ていげん たぶんかきょうせい かん ちしき けいけん も ざいじゅうがいこくじん かが さまざま もんだい たいおう  
提言2 多文化共生に関する知識や経験を持ち、在住外国人の抱える様々な問題に対応で  
きる人材を育成する。

りゆう はいけい  
<理由・背景>

にほん でインドシナ難民を受け入れて28年、日系人を定住者として受け入れて15年が経過した  
げんざい かながわけんない ぶく やく まんにん がいこくせきけんみん ざいじゅう  
現在、神奈川県内には、オールドカマーを含め約16万人の外国籍県民が在住している。

がいこくせきけんみん にほん ぼこく ぶんか せいかつしゅうかん ちが しょう しんりてき ことば かべ  
外国籍県民が日本と母国の文化・生活習慣の違いから生じる心理的ストレスや言葉の壁か  
ら、地域でとかく孤立しやすい状況があることは明らかになっているが、それらを支援する  
かんきょう じゅうぶん せいび  
環境はまだ十分に整備されていない。

そうした中、インドシナ難民等のニューカマーの定住年数が長期化するとともに、日常生活  
で起こる問題は複雑化・多様化している。具体的には、離婚やドメスティック・バイオレンス等  
の夫婦間の問題、子育てや親子間のコミュニケーション不足の問題、不登校など子どもの教育  
の問題、医療や福祉の問題など、子どもから高齢者まで全ての年代に関わるものとなっている。

M I C かながわが行っている医療通訳派遣の現場でも、病院や医療ソーシャルワーカーの  
側には多文化共生に関する知識や理解が十分でないために、「ことばのわからない患者への適切  
な治療を」という取り組みが実施されにくくなることもある。

また、行政窓口には、外国籍県民の日常生活をサポートする多言語の資料などを置いてあ  
るが、それらを有効活用するには、行政側にも多文化共生への理解が必要である。

一方、県内では外国籍県民支援のために、様々なNGOやNPOが専門性の高い分野で活動し  
ている。しかし、その活動は専門分野だけに止まらず、外国籍県民の生活全般の相談に拡がり、  
NGOやNPOのワーカーは、相談者が抱える多様な問題を解決するための調整機能までも  
果たさなくてはならず、そのことが各NGOやNPOが本来行おうとしている事業をさまたげ  
ることになっている。

このようにNGOやNPOの本来の業務が円滑に進められない要因には、多文化共生に関し  
て専門の知識や経験及びソーシャルワークの専門知識や技術を持ち、他の専門機関への橋渡し  
ができるような人材が極めて少ないことが考えられる。

外国籍県民が抱える問題を根本的に改善していくためには、外国籍県民を受け入れる社会  
基盤を整えることが必要であり、その一つとして、多文化共生及び日本の社会システムに関し  
て専門の知識を持つ人材を育成し、外国籍県民の日本における生活上の悩みを解決できるよ  
うにすることが重要である。

今後、外国籍県民の福祉の質を向上させるためにも、そして育成した人たちを活用するためにも、県内で活動している多様なNGOやNPOをネットワークし、外国籍県民のあらゆる課題をそのネットワーク力で解決していくことが望まれる。そのためには、新たにNGOやNPOをコーディネートする組織の検討も必要となってくる。

## 多文化ソーシャルワーカーについて（イメージ）

多文化ソーシャルワーカーとは、外国籍県民の言語や文化・習慣などの背景に詳しく、かつ、日本の文化や地域社会の制度・仕組みに精通している人材。

外国籍県民が異文化社会の中で生活することによって起こる問題に対して、ソーシャルワーカーなどの専門知識やネットワークを活用して問題を解決できるよう支援する。

地域で外国籍県民と行政（市役所、公民館、学校等）や関係各機関（病院等）、地域社会をつなぐコーディネーターの役割も担い、外国籍県民とそのコミュニティ、地域行政等に対して積極的に働きかけを行う。

## 実施イメージ

県はNGO・NPO等と協働で、多文化ソーシャルワーカーを育成するための調査・研究を行い、ソーシャルワーカーの人材育成を図る。

県内の教育機関での国際人材、ソーシャルワーカー等の養成を行う。

病院、児童相談所、民生委員、公民館、公共図書館、学校商店街など実際に様々な形で外国籍県民と接する機会の多い人々への研修を行う。

県国際交流協会と県社会福祉協議会は、教育機関やNGOが人材養成コース等を設置するにあたり、必要な情報提供を行い、モデル事業を実施する。

モデル事業の内容としては、外国籍県民の相談に応じる県内の福祉事務所や児童相談所などの公的機関やNGO・NPO団体等でインターンとしてケースワークなどの研修を半年間行い、研修を終了した人に対して、県は多文化ソーシャルワーカーとして「認定証」を発行する。

県は、研修やソーシャルワーカーとして実績を積んだワーカーが、地域福祉のコーディネート役として地域のNGO・NPOのネットワークを活用しながら活動できるようにネットワークづくりを支援し、県内に暮らす外国籍県民の福祉の質の向上と拡充に取り組む。

以上のことを行いながら、広く社会の共感を得るために広報活動を行う。

## NGO活動支援

### 特定非営利活動法人（NPO法人）の活動を支援する制度

提言3 NPOの有機的な活動が可能になるよう、NPO法人に対する税制度の見直しを図るとともに、国に対しNPO法(特定非営利活動促進法)や認定NPO法人制度の改正を求めていく。

#### <理由・背景>

- NPO法人(以下NPO)に対する法が整備され、法人格として認知が高まるに従い、市民によるNPO活動が広がってきた。特にNPOの活動範囲は、高齢者や障害者(児)の福祉分野に留まらず、定住化が進んだ外国籍市民の生活支援や海外支援の分野にまで広がっている。
- 今やNPOは、自治体が手をつけにくいサービスや支援を実践するという、社会的・公共的な役割を担っているといえる。特に、今後、一人一人に対応できる福祉を充実させ、だれもが安心して生活していくことができる地域社会を実現させるには、多様な活動を実践しているNPOの力が不可欠である。
- このように、NPOは社会的・公共的な活動を実施しているにも拘らず、経済的基盤が充分でないために、サービスのニーズや社会的な認知はあっても、組織運営さえままならないのが現状である。特に、事業を立ち上げる時(創業時)にかかる資本に対する支援がなく、事業性が生み出しにくい分野のNPOなどは、資金難のため活動さえままならなくなっている。もはや、NPOの組織基盤を支える制度なくして、地域サービスの存続と質の向上は、確保できないといっても過言ではない。
- 以上のようなことから、自治体と市民の協働が不可欠である以上、次のような見直しを図ることが必要である。
  - ・ 現在、NPOを支える制度としては、認定NPO法人を対象とした寄付者の税控除などがあるが、認定NPO法人になるための基準が厳格であるために、ごく一部のNPOしか認定されていない。日本社会において寄付文化を成熟させるためにも、認定の基準を見直し認定NPO法人の拡充を図り、寄付がしやすい環境をつくる。
  - ・ NPO法では、NPOは法人税法上「公益法人等」とであるとされているにもかかわらず、寄付金控除等の優遇措置の対象から除かれている。また、市民がリスクを負って事業資金を生み出しているという出資の概念が皆無であり、創業や事業展開を阻んでいる要因として考えられるため、このような点についても改善が必要である。
- 今後、NPO法や認定NPO法人制度の改正、公益法人改革が予定され、社会貢献性を基準

とした民法改正に踏み込んだ法整備が実現されようとしているが、これらNPO法人に関する諸制度を、有用性のある制度として行くことが必要である。

## 実施イメージ

国への提言

NPOの現状を調査して、課題をまとめ、NPO法や認定NPO法人制度の改正を提言していく。

なお、主な課題は以下である。

NPO法制度：出資型の認定、みなし寄付金制度の導入

認定NPO法人制度：NPO法人の総収入金額のうち寄付金総額が占める割合の緩和

他県で実施しているNPO法人への税制度の優遇措置について調査し、優遇制度について検討をすすめる。

## 認定NPO法人とは

NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けているものをいう。認定NPO法人に対して寄付をした者は、寄付金控除等の税の優遇措置を受けることができる。

主な認定要件

広く一般から支持(寄付)を受けている。

・総収入金額に占める寄付金総額の割合が一定の基準以上(5分の1以上)であること。

活動や組織運営が適正に行われている。

法人に関するより多くの情報を公開している。 など

「みんなで使おう！認定NPO法人制度」(平成17年6月内閣府国民生活局作成)より抜粋

# 国際協力は、自治体・NGOとの協働から

## フェアトレードの普及と促進

提言 4 国際協力は、国だけでなく、地域から取り組むことが重要となっており、身近な国際協力として、地方自治体が先導的にフェアトレードに取り組むことが重要である。このため、フェアトレードの普及やフェアトレード製品の導入などの取り組みを行うこと。

### <理由・背景>

フェアトレードは公正貿易、或いはオルタナティブ・トレード(もう一つの形の貿易)と呼ばれ、その目的は世界に広がる貧困の改善である。貿易を通じて仕事を作り、仕事を通じて生活を向上させる、生産者個人々々を尊重した活動で、一方的な援助とは違い、力のない小さな生産者に配慮しながら進められる貿易であり、ビジネスという形の継続性を持った社会貢献活動である。

1959年には、国連貿易開発会議(UNCTAD)でもフェアトレードの果たす効果の重要性を結論づけており、グローバリゼーションの拡大により国家間の経済格差が広がるなかで、開発途上の国々からフェアトレードを要求する声も高まっている。また、CSR/SRI(企業の社会的責任/社会責任投資)の時代を迎え、環境のみならず社会問題全域(人権、ジェンダー、福祉等)に配慮することが求められるようになってきている。欧州では、その問題解決の一つとして、企業がフェアトレード団体と提携しながらその改善に努めるケースも増えている。

1992年リオデジャネイロで行われた環境と発展に関する国連会議、いわゆる地球サミットにおいて提唱されたアジェンダ 21でも、持続的発展のためには、国際レベルと同時に地方公共体の持続的発展の取り組みが重要であるとしている。それを受け、イギリスではオックスフォム注1)を中心とした「フェアトレード・タウン構想」、フランスでは中央政府主導注2)のフェアトレード・キャンペーンを実施するに至り、オランダ、ドイツなどでも政府や自治体が積極的にフェアトレード商品を採用している。

また、MDGs(ミレニアム開発目標)注3)を達成する手段としても欧米で注目されている。

2006年1月にはフランスの政府主導のフェアトレード基準が制定され、2006年7月には、欧州連合議会で「フェアトレードと開発」という行動指針を圧倒的多数のなかで決議した。

以上の動きに対し、OECD開発援助委員会(通称DAC/OECD加盟国29カ国中、22カ国と欧州委員会(EC)の合計23カ国で組織)の主要国中、日本のODAに占めるNGO向けの供与比率は例外的に低い。注4)また、地方自治体の国際政策事業費の70%以上を姉妹都市交流などの交流関係費が占めているのに対し、開発援助・国際協力費は5%に満たず、その開発援助の多くは、青年海外協力隊への自治体職員派遣や研修生受入、JICA(国際協力機構)事業の参加などである。注5)このようなことから、地方自治体が国際協力に果たしている役割

は低い状況にあるといえるため、新たな取り組みが必要とされている。

アジアでは、韓国・台湾などにおいて、民間レベルでのフェアトレードの動きが始まっている。日本でも、大学生協にフェアトレード商品が導入され始め、また、大学院・大学の労働、平和、コミュニケーション、国際関係の講義や、小学校から高校の社会や英語の授業の中にも取り入れられ、広がりがつつあるが、一般社会の人々の認知度は高いとはいえない。

フェアトレードに対する世界的評価が高まり、取り組みが進む中、日本でも国レベルでこの世界的要求に応えようという認識が芽生えてきているが、住民に、より身近な地方自治体からその大切さを発信し、市民意識の高まりに寄与する必要がある。それにより、意識啓発が進み、国際理解が進むなどの効果もあると考えられる。

- 注1) オックスファム：第二次世界大戦中、ギリシャがドイツ軍に占領され、連合軍の海上封鎖の中で起こった飢餓救済委員会運動で、大学の町オックスフォードで組織された委員会が今日のオックスファムの母体となった。「貧困と苦難の克服」を目的に活動する慈善団体。その目的から、フェアトレードにも取り組んでいる。
- 注2) フランスでは、消費者団体、行政機関、フェアトレード関係者、流通業者を交えて3年間かけて公的基準を作成した。
- 注3) 2000年9月ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットに参加した国家元首を含む189の加盟国代表は、21世紀の国際社会の目標として国連ミレニアム宣言を採択した。この宣言は、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッドガバナンス(良い統治)、アフリカの特別なニーズなどを課題として掲げ、21世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示した。この国連ミレニアム宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめたものがミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)である。2015年までに貧困の半減など、8つの目標を掲げている。
- 注4) 『「グローバルイゼーションとNGO・NPO - 「政府=NPO=企業」の新たな協働関係 - 』第1表：DAC主要国のODAとNGO比率』2004年9月、DTP出版、長坂寿久(拓殖大学国際開発学部教授、(財)国際貿易投資研究所客員研究員)
- 注5) 「NGOの視点：ODA改革に向けて(ODAと自治体の開発援助)」1999年10月、アジア太平洋資料センター(PARC)調査研究

## 実施イメージ

フェアトレードの普及のための意識啓発等を行うとともに、国際理解教育の場として取り上げるなどして、国際理解の機会を広げ、地域から取組める国際協力を促進する。

導入の手順としては、県の国際関係機関及び地球市民かながわプラザのレストラン、事務所でフェアトレード製品を購入、採用し、その結果をみて県関係施設へ広げる。

適用範囲を広げるには、消費者団体、自治体、流通業者、学識経験者、フェアトレード関係者を交え、商品を購入する際の基準作りを行う。

## 4 その他

### (1) 提言以外に協議された事項

今期会議で、提言以外に協議をした主な事項は次のとおりである。

小中学校における「国際協力に関する授業」のあり方について

公教育への開発教育の実施

地域の若い人々が集う、生きた勉学の場：自由学校(フリースクール)の設置

任期満了後の青年海外協力隊員の経験活用

海外活動を主目的とするNGOとJICAとの連携強化

県及び各自治体とNGOとの有機的連携の推進

NGO・NPOと行政機関との協働

コミュニティ開発としての湘南国際村の活性化

県事情を踏まえた高齢化・福祉面の国際化戦略

縦割り行政のフラット化

県の国際協力事業の見直し(NGO・NPOへの役割委譲など)

多文化共生の浸透度評価

市民活動事業財源確保の仕組み作り

NGOかながわ国際協力会議OB・OG会の設置

(2) 会議活動状況

(本会議16回、予備会議4回)

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	ない よう 内 容
1	2004.11.23(火) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱式</li> <li>・ 会議の目的や運営方法</li> <li>・ 今後の会議日程</li> </ul>
2	2004.12.18(土) じちそうごうけんきゅう 自治総合研究センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1～2期の提言に対する施策化検討状況</li> <li>・ 自由討議</li> </ul>
3	2005.2.25(金) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言の施策化状況</li> <li>・ 委員長及び副委員長の選出</li> <li>・ 協議テーマ</li> </ul>
4	2005.3.12(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属団体の活動内容及び今後協議したい内容について</li> </ul>
5	2005.4.16(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属団体の活動内容及び今後協議したい内容について</li> </ul>
6	2005.5.28(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属団体の活動内容及び今後協議したい内容について</li> </ul>
7	2005.7.9(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の国際施策等について、提言項目案について</li> </ul>
8	2005.9.10(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3期の提言に対する施策への反映方向</li> <li>・ 提案項目の整理</li> <li>・ オープン会議の開催を決定</li> </ul>
	2005.10.4(火) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ (予備会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言項目案の検討</li> </ul>
9	2005.11.12(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言骨子案の検討</li> </ul>
10	2005.12.10(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言骨子案の検討</li> </ul>
	2006.1.16(月) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ (予備会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言骨子案の検討</li> </ul>
11	2006.2.4(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オープン会議について</li> <li>・ 提言骨子案の検討</li> </ul>
	2006.3.7(火) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ (予備会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オープン会議について</li> <li>・ 提言骨子案の決定</li> </ul>



かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	ない 内 よう 容
12	2006.3.25(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	・ オープン会議を開催 ていげんこっしあん せつめい さんかしゃ いけんちようしゆ 提言骨子案について説明し、参加者から意見聴取
13	2006.5.13(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	・ オープン会議での意見の検討、最終報告案の検討 かいぎ いけん けんとう さいしゅうほうこくあん けんとう
14	2006.6.10(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	・ 最終報告案の検討 さいしゅうほうこくあん けんとう
	2006.7.11(火) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ (予備会議)	・ 最終報告案の検討 さいしゅうほうこくあん けんとう
15	2006.7.22(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	・ 最終報告案の検討 さいしゅうほうこくあん けんとう
16	2006.9.9(土) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	・ 最終報告の取りまとめ さいしゅうほうこく と

( 3 ) <sup>さんこうしりょう</sup>参考資料

NPO <sup>ほうじん</sup> 法人の <sup>ぜいせい</sup> 税制について	・ ・ ・ ・ ・	18
フェアトレードについて	・ ・ ・ ・ ・	19
県 <sup>けん</sup> 内 <sup>ない</sup> 外国人 <sup>がいこくじん</sup> 登録者 <sup>とうろくしゃ</sup> 数 <sup>すう</sup> 及び <sup>およ</sup> 推移 <sup>すい</sup>	・ ・ ・ ・ ・	21
NGO <sup>こくさいきょうりよくかいぎ</sup> かながわ <sup>せつちようこう</sup> 国際協力会議設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	24
NGO <sup>こくさいきょうりよくかいぎ</sup> かながわ <sup>うんえい</sup> 国際協力会議 <sup>ようりょう</sup> 運営要領	・ ・ ・ ・ ・	26

## NPO法人の税制について

### 1. 法人税法上は「人格のない社団」と同じ扱いになる。

NPO法第46条(税制上の特例)には、「公益法人とみなす」とあるが、具体的な適用には、「特定非営利活動法人を除く」とあり、結果的には「普通法人又は人格のない社団等」と同じ扱いになり、収益事業から生ずる所得に課税される。

### 2. NPO法の「収益事業」の定義は税制上の優遇とは関係がない

NPO法第5条には「特定非営利活動法人はその行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益を目的とする事業(以下「収益事業」という)を行うことができる」とわざわざ明記しているが、何ら特例がない。

### 3. 特定非営利活動そのものであるのに外形が税法上の収益事業である法人の事業活動に、何ら特例がない。

公益法人等が行う「介護サービス」は法人税法上の収益事業にあたりとされているが、同じ介護サービスを行っている社会福祉法人は非課税の扱いである。社会福祉法人の行っている事業は、法人税法施行令で収益事業から除くとしてある。

### 4. 法人の寄付金の損金算入制度

「公益法人等が収益事業に属する資産から、収益事業以外の事業に支出した金額はこれをその収益事業にかかる寄付金の額とみなす」(みなし寄付金)(法人税法 第37条 第4項)とあるが、認定NPO法人以外のNPO法人は、普通法人、協同組合、人格のない社団等と同じ扱いで、みなし寄付金制度が適用されない。

一般寄付金の損金算入限度額は、イ. 一般法人 ロ. 資本又は出資のない普通法人 ハ. 私立学校、社会福祉法人、更生保護法人 ニ. 一般の公益法人等の場合によってそれぞれ異なる。

「特定公益増進法人(社会福祉法人、日赤など)への寄付は、一般寄付金とは別枠で一般寄付と同じ額まで損金に算入できる。

出典：NPO法人WE21ジャパン「NPO法改正プロジェクト報告書」(2001年12月)最終答申より抜粋

## フェアトレードについて

### I F A T (国際フェアトレード連盟) フェアトレード基準

#### 1. 生産者に仕事の機会を提供

貿易によって貧困を減らすことを目指し、経済的に立場の弱い生産者が収入を得て自立できるよう支援します。

#### 2. 事業の透明性

生産者、消費者などすべての関係者に対して公正に接し、必要な情報を提供します。

#### 3. 生産者の資質向上

生産者が技術を向上させ商品を流通させられるよう支援します。また、そのために継続的なパートナーシップを築きます。

#### 4. フェアトレードの推進

フェアトレードの目標と活動について広報や啓発を行ないます。また、消費者に対して商品の生産の背景について情報を提供します。

#### 5. 生産者への公正な対価支払

生産者に対し、生産者自身が望ましいと考える水準の生活を保てるだけの公正な対価を支払います。また、必要な場合は代金を前払いして生産者を支援します。

#### 6. 性別に関わりなく平等な機会を提供

女性にも男性にも平等な賃金を支払い、技術向上やリーダーシップ訓練の機会を提供します。また、その土地の文化や伝統を尊重し、宗教や階層、年齢などによる差別をなくすよう努力します。

#### 7. 安全で健康的な労働条件遵守

生産者が安全で健康的な環境で働くことができるよう、生産地の法律やILO(世界労働機関)で定められた条件を守ります。

#### 8. 子どもの権利保護

子どもが生産に参加することがある場合、それが子どもの健全な成長や安全、教育を妨げないように生産者と話し合います。また、国連の「子どもの権利条約」および、現地の法律や社会的慣習を尊重します。

#### 9. 環境への配慮

入手可能である限り、持続可能な生産が確保された資源を原材料に用います。生産工程では環境にやさしい適正技術を使い、包装や輸送にも環境負荷の低い素材や手段を用います。

フェアトレードの認識調査結果(2005年) (抜粋)

● 大学新入生247人に対する調査結果

Q 1: フェアトレードという言葉聞いたことがありますか？

聞いたことがある：11%

(スイス 84%、イギリス 84%)

Q 2: フェアトレードについて説明できますか。

しっかり 0.4%

ほぼ 0.8%

少し 4.6%

Q 3: いままでフェアトレード商品を買ったことがありますか。

買ったことがある 1.2%

(イギリス 68%、オランダ 66%、スイス 64%)

\* 大学の先生、大学生、フェアトレード学生ネットワーク(F T S N)、全国の国際交流協会の協力を得て、約700人を対象にフェアトレードの認知度調査を実施。(国際協力関係者の認知度は約50%)

出典：VERDA Catalogue&Magazine 2006春号

	2001年	2005年	変化(%)
輸入団体	97	200	106
販路			
ワールドショップ	2740	2851	4
スーパーマーケット	43100	56700	32
その他	18000	19300	7
合計	63800	78900	24
売上額(1000 ユーロ)			
輸入団体	118900	243300	105
ワールドショップ(ネット)	41610	103100	148
ラベリング団体(ネット)	208900	597000	186
全ワールドショップ(1000 ユーロ)総小売	92000	120000	30
売上額(ネット、推定)			
全フェアトレード商品(1000 ユーロ)	260000	666000	154
総小売売上額(ネット、推定)			

欧州のフェアトレードの5年間の売上推移

県内外国人登録者数及び推移

県内外国人登録者数(2005(平成17)年12月31日現在)

国籍数 166カ国

	ぜんこくせき 全国籍 ごうけい 合計	ちゅうごく 中国	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮	フィリピン	ブラジル	ペルー	べいこく 米国	ベトナム	タイ	インド	えいこく 英国	インド ネシア	カンボ ジア	ラオス	その他 153 かこく カ国
けんごうけい 県合計	157,947	40,711	34,205	17,643	14,630	8,842	5,583	4,168	4,144	2,423	2,144	1,559	1,485	1,440	18,970
よこはまし 横浜市	69,563	24,101	15,851	6,882	3,942	1,783	2,776	1,350	1,357	973	1,188	598	395	116	8,251
つるみく 鶴見区	8,279	1,857	1,889	931	1,568	551	132	46	100	131	50	59	0	7	958
かながわく 神奈川区	4,126	1,626	1,182	360	83	38	131	29	67	49	52	55	21	1	432
にしく 西区	2,522	1,169	672	220	25	45	57	4	40	22	33	21	2	1	211
なかく 中区	14,432	6,239	2,869	1,121	116	53	1,055	34	251	285	557	57	26	1	1,768
みなみく 南区	6,699	2,476	2,095	942	65	74	99	19	227	50	63	49	5	4	531
こうなんく 港南区	2,091	666	560	269	147	26	73	42	56	22	17	27	0	2	184
ほどがやく 保土ヶ谷区	3,378	1,524	840	346	22	9	76	30	70	20	24	51	13	13	340
あさひく 旭区	2,108	775	498	254	22	30	69	44	57	9	28	26	75	6	215
いそごく 磯子区	3,190	1,138	687	271	418	190	109	6	45	36	33	16	6	1	234
かなざわく 金沢区	2,685	673	496	187	327	438	113	52	54	18	30	26	2	0	269
こうほくく 港北区	4,644	1,136	1,182	443	197	57	258	40	100	114	103	62	2	1	949
みどりく 緑区	2,221	830	356	340	247	43	52	14	34	21	17	24	3	9	231

あおばく 青葉区	3,413	1,019	813	229	53	39	244	16	70	39	91	58	2	3	737
つづきく 都筑区	2,332	395	522	250	243	34	101	34	48	59	25	13	1	1	606
とつかく 戸塚区	2,900	1,092	517	308	301	64	93	96	47	70	26	21	10	9	246
さかえく 栄区	953	258	245	93	41	14	52	89	21	10	19	3	7	1	100
いずみく 泉区	2,264	804	209	150	33	41	40	591	34	11	9	11	149	42	140
せやく 瀬谷区	1,326	424	219	168	34	37	22	164	36	7	11	19	71	14	100
かわさきし 川崎市	27,619	7,188	9,144	3,431	1,363	628	769	308	526	780	344	256	23	16	2,843
よこすかし 横須賀市	4,860	640	1,080	1,131	433	416	436	45	101	13	35	91	6	1	432
ひらつかし 平塚市	4,938	537	499	726	1,332	254	59	149	127	18	21	59	232	207	718
かまくらし 鎌倉市	1,185	177	371	63	25	11	162	8	23	10	63	24	0	2	246
ふじさわし 藤沢市	5,979	768	911	416	1,088	830	188	296	146	50	108	162	30	26	960
おだわらし 小田原市	1,820	424	392	319	284	33	52	28	40	4	38	27	0	3	176
ちがさきし 茅ヶ崎市	1,485	249	347	242	130	56	92	24	34	11	54	19	9	0	218
ずしし 逗子市	386	46	124	41	4	0	67	5	10	1	20	1	1	0	66
さがみはらし 相模原市	9,578	2,479	1,893	1,493	561	318	277	171	310	206	88	123	275	130	1,254

	ぜんこくせき 全国籍 ごうけい 合計	ちゅうごく 中国	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮	フイビン	ブラジル	ペル-	べいこく 米国	ベトナム	タイ	インド	えいこく 英国	インド ネシア	カンボ ジア	ラオス	その他 153 かこく カ国
みうらし 三浦市	173	24	49	51	1	2	20	3	3	0	0	0	0	0	20
はだのし 秦野市	3,578	576	231	158	1,006	420	50	277	58	5	19	38	71	154	515
あつぎし 厚木市	5,218	740	514	480	656	973	74	490	161	123	23	21	90	250	623
やまとし 大和市	6,530	1,003	1,087	837	415	1,352	132	386	256	75	16	28	182	160	601
いせはらし 伊勢原市	1,433	265	185	138	244	84	38	163	34	27	17	3	12	12	211
えびなし 海老名市	2,042	294	337	152	231	178	65	104	188	50	38	7	7	52	339
ざまし 座間市	2,778	451	404	364	265	183	130	98	139	31	27	20	15	40	611
みなみあしがらし 南足柄市	333	81	62	28	99	7	5	3	4	0	1	2	1	0	40
あやし 綾瀬市	3,020	184	233	159	1,021	196	44	163	429	20	1	20	67	246	237
はやままち 葉山町	255	20	43	18	1	1	68	0	4	3	21	7	0	1	68
さむかわまち 寒川町	687	35	69	71	175	87	10	52	37	3	1	17	1	1	128
おおいそまち 大磯町	138	22	33	26	3	1	16	0	12	0	4	1	0	1	19
にのみやまち 二宮町	171	22	17	22	57	3	10	0	3	1	2	1	3	1	29
なかいまち 中井町	110	5	9	7	44	36	0	0	1	0	0	0	0	0	8
おおいまち 大井町	76	27	13	12	13	3	2	1	3	0	1	1	0	0	0
まつだまち 松田町	64	13	15	8	5	1	1	0	5	0	0	1	0	0	15
やまきたまち 山北町	37	8	8	13	1	0	2	0	3	0	1	0	0	0	1
かいせいまち 開成町	150	37	17	24	50	10	1	1	3	0	0	1	0	0	6
はこねまち 箱根町	150	25	21	13	55	3	5	1	1	2	3	8	0	1	12



まなつるまち 真鶴町	61	34	14	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
ゆがわらまち 湯河原町	338	35	105	94	8	63	4	1	3	0	0	1	0	0	24	
あいかわまち 愛川町	2,585	131	42	121	915	891	4	33	102	8	1	19	64	14	240	
きよかわむら 清川村	24	2	2	4	13	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
しろやままち 城山町	151	27	36	43	11	4	1	3	4	5	3	0	0	1	13	
つくいまち 津久井町	297	26	36	34	133	12	11	4	6	4	1	3	1	5	21	
さがみこまち 相模湖町	49	3	8	8	5	0	2	1	10	0	4	0	0	0	8	
ふじのまち 藤野町	86	12	3	6	39	2	9	0	0	0	1	0	0	0	14	

けんこくさいかしら  
(県国際課調べ)

外国人登録者数の推移（単位：人）

	1985年	1990年	1995年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
県合計	47,279 ( 100.0 )	77,351 ( 163.6 )	104,882 ( 221.8 )	123,179 ( 260.5 )	135,104 ( 285.8 )	141,314 ( 298.9 )	149,012 ( 315.2 )	152,273 ( 322.1 )	157,947 ( 334.1 )
増減数(*1)	5,615	30,072	27,531	18,297	11,925	6,210	7,698	3,261	5,674
増減率(*2)	13.5	63.6	35.6	17.4	9.7	4.6	5.4	2.2	3.7

( )内は1985年を100とした時の指数。(※1)(※2)1985～2000年は、5年ごとの増減数および率。

外国人登録者の国籍数の推移

	1985年	1990年	1995年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
県合計	100 ( 100.0 )	119 ( 119.0 )	153 ( 153.0 )	154 ( 154.0 )	154 ( 154.0 )	155 ( 155.0 )	159 ( 159.0 )	162 ( 162.0 )	166 ( 166.0 )
増減数(*3)	3	19	34	1	0	1	4	3	4

( )内は1985年を100とした時の指数。(※3)1985～2000年は、5年ごとの増減数。

外国人登録者数の上位5カ国の推移（単位：人）

	1985年	1990年	1995年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
1位	韓国・ 朝鮮 30,337	韓国・ 朝鮮 33,443	韓国・ 朝鮮 32,960	韓国・ 朝鮮 33,453	韓国・ 朝鮮 34,421	韓国・ 朝鮮 34,490	中国 37,075	中国 38,198	中国 40,711
構成比(%)	64.2	43.2	31.4	27.2	25.5	24.4	24.9	25.1	25.8
2位	中国 7,230	中国 13,806	中国 20,175	中国 27,389	中国 31,186	中国 34,071	韓国・ 朝鮮 34,316	韓国・ 朝鮮 34,092	韓国・ 朝鮮 34,205
構成比(%)	15.3	17.8	19.2	22.2	23.1	24.1	23.0	22.4	21.7
3位	米国 2,943	ブラジル 8,143	ブラジル 14,471	ブラジル 12,565	ブラジル 13,888	フィリピン 14,670	フィリピン 16,490	フィリピン 17,657	フィリピン 17,643
構成比(%)	6.2	10.5	13.8	10.2	10.3	10.4	11.1	11.6	11.2
4位	フィリピン 968	フィリピン 4,040	フィリピン 7,648	フィリピン 12,040	フィリピン 13,608	ブラジル 14,091	ブラジル 14,203	ブラジル 14,217	ブラジル 14,630
構成比(%)	2.0	5.2	7.3	9.8	10.1	10.0	9.5	9.3	9.3
5位	英国 710	米国 4,035	ペルー 6,110	ペルー 6,920	ペルー 7,533	ペルー 7,850	ペルー 8,218	ペルー 8,419	ペルー 8,842
構成比(%)	1.5	5.2	5.8	5.6	5.6	5.6	5.5	5.5	5.6

各年のデータは、いずれも12月31日時点のものである。(県国際課調べ)

こくさいきょうりょくかいぎせっちようこう  
NGO かながわ国際協力会議設置要綱

せっちもくてき  
(設置目的)

第1条 NGOの県政参加を推進し、県とNGOとの連携の強化を図るとともに、県内NGO間の連携の強化を進めることを目的として、NGOかながわ国際協力会議(以下「NGO会議」という。)を設置する。

しよしやうじむ  
(所掌事務)

第2条 NGO会議は、NGOとしての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行うものとする。

- (1) 県の国際政策に関すること。
- (2) 県とNGOとの連携に関すること。
- (3) 県内NGO間の連携に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

こうせいどう  
(構成等)

第3条 NGO会議は、次のいずれにも該当する団体に所属する者で、所属団体の推薦を受けた者の中から、知事が委嘱する委員10人以内で構成する。

- (1) 県の国際政策に関する分野である地域の国際化、国際交流、国際協力又は平和のいずれかの分野で、非営利の公益活動を主な活動としている団体。
  - (2) 県内に事務所のある団体、県内で活動する団体、又は会員の多数が県民である団体。
- 2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、1期に限り再任されることができる。
  - 4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

いいんちやうおよ ふくいんちやう  
(委員長及び副委員長)

第4条 NGO会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、NGO会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

うんえいどう  
(運営等)

第5条 NGO会議は、委員長が招集する。

- 2 NGO会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。
- 3 NGO会議は、原則として公開とする。ただし、NGO会議の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 委員長は、2年間の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

いいん せきむ  
(委員の責務)

だい じょう 委員は、第1条に定める設置目的のために職務を遂行し、自らが属している団体の利益のみを追求するものではない。

2 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

すいしんたいせい  
(推進体制)

だい じょう 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表する。

2 知事及びその他の執行機関は、NGO会議の運営に関し協力するよう努めるとともに、NGO会議の報告及び提言をできる限り尊重する。

3 NGO会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行機関は可能な限り、NGO会議の要請に対応するものとする。

4 知事及びその他の執行機関は、NGO会議の運営並びにその報告及び提言の施策化について、市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

しょむ  
(庶務)

だい じょう NGO会議の庶務は、県民部国際課において処理する。

ほそく  
(補則)

だい じょう この要綱に定めるもののほか、NGO会議の運営について必要な事項は別に定める。

ふ そく  
附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

ふ そく  
附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

こくさいきょうりょくかいぎうんえいようりょう  
NGO かながわ国際協力会議運営要領

しゅし  
(趣旨)

だい じょう  
第1条 この要領は、NGOかながわ国際協力会議設置要綱第9条の規定に基づき、NGOかながわ国際協力会議(以下「NGO会議」という。)の運営について必要な事項を定める。

かいさいとう  
(開催等)

だい じょう  
第2条 NGO会議の開催回数は、1年に4回程度とする。

2 NGO会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

3 委員の代理出席は、原則として認めない。ただし、NGO会議の決定により、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

ぼうちよう  
(傍聴)

だい じょう  
第3条 NGO会議を傍聴しようとする者は、NGO会議当日に、住所及び氏名を傍聴者名簿に記入するものとする。

2 傍聴人がNGO会議を妨害するときは、委員長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

ぶかい  
(部会)

だい じょう  
第4条 NGO会議には、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長がNGO会議に諮って設置する。

3 部長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

けんないとう  
(県内NGO等との連携)

だい じょう  
第5条 NGO会議の運営にあたっては、協議内容等について、積極的に県内NGOに

しゅうち  
周知するとともに、必要に応じて県内NGOとの意見交換及び意見集約を行うフォーラムやシンポジウムを開催して幅広い意見の集約に努める。

2 NGO会議の運営にあたっては、別に定める外国籍県民かながわ会議、かながわ国際政策推進懇話会等との協力・連携を図る。

3 NGO会議の庶務については、財団法人神奈川県国際交流協会と協力して行う。

かいしよく  
(解嘱の申出)

だい じょう  
第6条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員の解嘱を申し出ることができる。

(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(3) 委員の所属している団体が、NGOかながわ国際協力会議設置要綱第3条第1項の要件に該当しなくなったとき又は委員が所属団体の構成員でなくなったとき。

(4) 職務上の義務違反があるとき。

(補充の申出)

第7条 委員に欠員が生じた場合、委員長はNGO会議に諮って、その補充を知事に申し出ることができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長がNGO会議に諮って定める。

附 則

1 この要領は、平成10年11月21日から施行する。

2 平成10年度のNGO会議の開催については、第2条第1項中「4回程度」とあるのは、「2回程度」とする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

いいんめいぼ  
(4) 委員名簿

ぶんや分野	しめい氏名	しよぞくだんたいめい所属団体名	だんたいしよざいち団体所在地
ちいき ちくさいか 地域の国際化	こじま もとこ 小島 素子	とくていひ えいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 たげんごしゃかい 多言語社会リソースかながわ つうしやう みつく (通称：MICかながわ)	よこはまし 横浜市
	こばやし のりこ 小林 徳子	とくていひ えいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 かながわなんみんていじゅうえんじよきやうかい かながわ難民定住援助協会	やまとし 大和市
ちくさいこうりゅう 国際交流	とやま もりき 外山 守城	とくていひ えいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 ちてききやうちやうさんかくがたちいきしんこうきやうかい 知的協調参画型地域振興協会	かまくらし 鎌倉市
ちくさいきやうりよく 国際協力	ぐんじ まゆみ 郡司 真弓	とくていひ えいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 WE21ジャパン	よこはまし 横浜市
	こうしろ まこと 神代 實	かまくら きやうかい 鎌倉ユネスコ協会	かまくらし 鎌倉市
	つちや かんじ 土屋 完二	にんてい だんたい IFAT認定フェアトレード団体 ゆう (有)ネパリ・バザーロ	よこはまし 横浜市

いいんちやう . . . 委員長、 ふくいんちやう . . . 副委員長

NGO かながわ国際協力会議（第4期）最終報告

地域の時代における国際協力の推進

2006（平成18）年10月

NGO かながわ国際協力会議事務局：神奈川県県民部国際課

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

電話 045(210)3748

FAX 045(212)2753

E-mail kokusai@pref.kanagawa.jp

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/seisaku/ngo/ngo-index.htm>